

# 大阪府人権相談・救済システム — (仮称) 人権ケースワーカー

## ■ (仮称) 人権ケースワーカー制度の背景 ■

### ○ 背景

- ・ 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント、子どもへの虐待やいじめなど様々かつ多数の人権侵害事象が発生。
- ・ 国においては、いまだ人権救済に関する実効性ある法の制定がなされておらず、早期の法整備が望まれる。
- ・ 大阪府においては、これまで、府内全市町村における人権相談窓口の開設、人権相談機関ネットワークの形成（現在285機関）等を柱とする人権相談事業を実施。
- ・ 人権相談内容の複雑・多様化により、解決が困難な事案も多く見られるようになるとともに、相談員自身の質的・量的な負担の増加。
- ・ このため、府において、人権に関わる事象を早い段階で把握し、関係機関との連携・協力の下に解決を図り、人権侵害の防止を目指す人権相談・救済システムの構築のため、(仮称)人権ケースワーカー制度の創設が期待される。

## ■ (仮称) 人権ケースワーカーの目的及び役割 ■

### ○ 目的

(仮称)人権ケースワーカー制度は、大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき策定した大阪府人権施策推進基本方針を踏まえ、「人権救済・保護システムの充実」を図り、もって府民の人権を擁護。

### ○ 役割

- 〈1〉 相談内容の的確な調査・分析
- 〈2〉 専門機関等へのあっせん及び当事者間の調整
- 〈3〉 相談者へのカウンセリング
- 〈4〉 相談者、行為者等への啓発
- 〈5〉 人権相談員の心のケア
- 〈6〉 人権擁護の推進

## ■ (仮称) 人権ケースワーカーの配置 ■

### ○ 市町村への配置

全ての市町村への配置に努め、人権相談員のサポートも含めて相談に対応することにより人権相談事業を強化。

### ○ 企業、教育機関、医療機関、社会福祉施設等への配置

大規模な民間企業をはじめ教育機関、医療機関、社会福祉施設など、職員・従業員だけでなく顧客等との関係において人権侵害の発生が予想される民間事業者等においても、将来的には、(仮称)人権ケースワーカー養成講座への参加を促し、配置することを検討。

# ム専門家会議報告書（概要）

## ーカー制度について

### ■（仮称）人権ケースワーカーの養成及び認定 ■

- **養成**
  - ・ 養成講座は、子どもや女性など様々な人権課題に関する専門知識と紛争処理手続及びカウンセリングマインドを実践的に習得。
  - ・ 講義や事例検討、実習、効果測定等を予定。
- **受講資格**
  - ・ 相談業務に2年以上従事した者、府が実施する人権相談員養成基礎講座を修了した者、その他適当と認められる者。
  - ・ 民間企業や教育機関、医療機関、社会福祉施設などの職員で適当と認められる者。
- **認定**
  - ・ （仮称）人権ケースワーカーは、知事が認定し、名簿に登録。

### ■（仮称）人権ケースワーカー制度の普及・定着 ■

- **制度の普及と定着のために**
  - ・ （仮称）人権ケースワーカー制度と活動状況を広く周知することにより、人権相談・救済システムに対する府民の信用・信頼を高める。
  - ・ 市町村においては、（仮称）人権ケースワーカーが人権救済の観点から幅広い指導力を発揮することができるよう、組織上の位置づけを行うとともに、その職が適正に評価されるよう配慮することが望まれる。
- **大阪府及び市町村の役割**
  - （大阪府）
    - ・ （仮称）人権ケースワーカーを養成。
    - ・ 名簿に登録の上、府民や企業等に周知するとともに協力を要請。
    - ・ 「（仮称）人権ケースワーカー連絡協議会」の結成に協力・支援。
  - （市町村）
    - ・ 人権相談・救済システムを充実するため、（仮称）人権ケースワーカーの配置に努める。
    - ・ 当事者の立場に立ったきめの細かい相談を行うため、事案に応じて（仮称）人権ケースワーカーを中心に、関係機関によるケース会議を開催。
    - ・ （仮称）人権ケースワーカーの資質向上を図るため、府と連携して研修機会の提供に努める。